

第157回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京
4階 白鳳

目次

第157回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
（提供書面）	
事業報告	17
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告	49

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



当社第157回定時株主総会を6月25日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および2018年度の事業概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2019年6月

代表取締役社長

山田 和孝

企業理念

- わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
- わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
- わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード 6332
2019年6月4日

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 山 田 和 彦

第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時5分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月25日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都中央区晴海四丁目7番28号 ホテルマリナーズコート東京 4階 白鳳 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第157期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第157期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

当日ご出席願えない場合の議決権行使についてのご案内

●書面(郵送)による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

●インターネット等による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）を通じて2019年6月24日（月曜日）午後5時5分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

その他の招集に関する事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsk-g.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.tsk-g.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上掲の各書類となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. インターネットによる議決権行使について

- （1）インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です（毎日午前2時から午前5時まででは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）。

【議決権行使ウェブサイト】

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- （2）議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインID・パスワードをご入力することなく、議決権行使サイトにログインいただけます。
※QRコードを用いた議決権行使は1回限り可能です。議決権を再行使される場合は、ログインIDおよび仮パスワードの入力が必要となります。詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。
- （3）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- （4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- （5）インターネットによる議決権の行使は、2019年6月24日（月曜日）午後5時5分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- （1）株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- （2）パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以 上

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案	
(目的)		(目的)	
第 2 条	当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～13.	(条文省略)	1.～13.	(現行どおり)
	(新 設)	<u>14.</u>	労働者派遣事業
<u>14.</u>	前各号に付帯関連する一切の事業	<u>15.</u>	(現行どおり)

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する見識、経験、能力を有する人物を指名しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 やま だ かず ひこ 山田 和彦	代表取締役社長社長執行役員	100% (13回／13回)
2	再任 たか とり けい た 鷹取 啓太	代表取締役専務執行役員 水環境事業本部長	100% (9回／9回) ※
3	再任 ふじ い よし ろう 藤井 義郎	取締役常務執行役員 調達管理本部長	100% (13回／13回)
4	再任 ふじ た なお や 藤田 直哉	取締役常務執行役員 産業事業本部長	100% (13回／13回)
5	新任 ふく ざわ よし ゆき 福沢 義之	常務執行役員 開発本部長 水環境事業本部副本部長 産業事業本部副本部長 調達管理本部副本部長	—
6	新任 かわ さき じゅん 川崎 淳	常務執行役員 経営統括本部長	—
7	再任 ふた むら ぶん ゆう 二村 文友	社外 独立	100% (13回／13回)
8	再任 お だ ぎ たけ し 小田木 毅	社外 独立	92% (12回／13回)
9	再任 ま つ か みち よし 間塚 道義	社外 独立	100% (9回／9回) ※

※鷹取啓太氏および間塚道義氏の出席状況は、2018年6月26日の取締役就任以降のものとなります。

1



やま だ かず ひこ
山 田 和 彦

(1947年1月1日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

98,110株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月 当社入社
1998年4月 当社理事
2000年6月 当社取締役
2002年6月 当社常務取締役
2003年6月 当社代表取締役専務取締役
2005年6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

代表取締役社長就任以来、全社的業務改革を推進するとともに、環境エネルギーの分野への進展および海外ビジネスの展開を図り、当社の持続的成長の基盤を構築してまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2



たか とり けい た
鷹 取 啓 太

(1965年7月29日生)

再任

取締役会出席回数 9回/9回

所有する当社の株式数

11,200株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2004年7月 当社環境事業部長
2007年6月 寒川ウォーターサービス株式会社代表取締役
2008年10月 当社経営企画部長
2009年6月 当社執行役員
2014年12月 尾張ウォーター＆エナジー株式会社代表取締役
2017年4月 当社常務執行役員
当社水環境事業本部副本部長
2018年4月 当社水環境事業本部長（現任）
2018年6月 当社取締役
2019年4月 当社代表取締役専務執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の水環境事業の責任者として、国内のみならず海外ビジネスにおいても積極的な拡大を推進し、同事業の発展を図ってまいりました。また、経営企画部門の責任者を歴任するなど、経営に関する豊富な経験と実績を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3



ふじ い よし ろう
藤 井 義 郎

(1958年5月27日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

10,000株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社三菱銀行入行
2006年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）営業第一本部営業第一部長
2008年3月 株式会社池田銀行執行役員
2010年5月 株式会社池田泉州銀行常務執行役員
2011年7月 高砂熱学工業株式会社執行役員
2016年8月 当社顧問
2016年10月 当社常務執行役員（現任）
当社企画・管理本部副本部長
2017年4月 当社企画・管理本部長
2017年6月 当社取締役（現任）
2019年4月 当社調達管理本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

金融機関および建設業における長年の経験と財務に関する豊富な知見を有し、当社の経営企画、財務、総務等の管理部門全般の責任者を歴任し、現在は当社の調達管理部門の責任者として経営に携わっております。これらの経験と実績を当社の経営に活かしたく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4



ふじ た なお や
藤 田 直 哉

(1964年2月5日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

8,400株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 三井物産株式会社入社
2002年11月 物産パッケージサービス株式会社代表取締役社長
2012年7月 リテールシステムサービス株式会社代表取締役社長
2016年1月 三井物産株式会社食品事業本部リテール事業部長
2017年4月 当社常務執行役員（現任）
当社産業事業本部副本部長
2017年6月 当社取締役（現任）
2018年4月 当社産業事業本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

総合商社において食品・化学産業分野を中心に国内外の豊富な経験と実績を有し、当社の産業事業部門の責任者として経営に携わっております。これらの経験と実績を当社の経営に活かしたく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

5



ふく ざわ よし ゆき
福 沢 義 之
(1964年7月15日生)

新任

所有する当社の株式数
7,300株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2004年7月 当社研究開発部長
2006年4月 当社ソリューション技術部長
2013年4月 当社執行役員
2017年4月 当社常務執行役員（現任）
当社水環境事業本部副本部長（現任）
2018年4月 当社開発本部長（現任）
2019年4月 当社産業事業本部副本部長（現任）
当社調達管理本部副本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

開発ならびにプラント計画・設計等、技術部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の技術部門全般の責任者として適任であると判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。

6



かわ さき じゅん
川 崎 淳
(1971年7月29日生)

新任

所有する当社の株式数
6,800株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
2003年12月 当社TBR推進室長
2006年1月 当社秘書室長
2009年6月 当社社長室長
2010年4月 当社総務人事部長
2014年4月 当社経営企画部長（現任）
2015年4月 当社執行役員
2017年4月 当社常務執行役員（現任）
当社企画・管理本部副本部長
2019年4月 当社経営統括本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

業務改革ならびに人事、経営企画等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の管理部門全般の責任者として適任であると判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。

7



ふた むら ぶん ゆう
二 村 文 友
(1947年1月9日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
4,700株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
 2001年6月 同社取締役
 2006年4月 同社常務取締役
 2006年6月 同社常務執行役員
 2007年4月 同社副社長執行役員
 2007年6月 同社代表取締役副社長
 2009年4月 同社取締役
 2009年6月 新日鐵化学株式会社（現日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社）代表取締役社長
 2013年6月 同社取締役相談役
 2014年4月 同社相談役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 ダイソー株式会社（現株式会社大阪ソーダ）社外取締役（現任）
 2018年6月 日東化工株式会社監査役（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいておりますので、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

8



お だ ぎ たけし
小田木 毅
(1942年9月14日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 12回/13回

所有する当社の株式数
一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月 司法修習修了・弁護士登録
 石井法律事務所弁護士
 1980年4月 石井法律事務所パートナー弁護士（現任）
 1986年9月 インベスコエムアイエム投資顧問株式会社監査役
 1990年11月 インベスコエムアイエム投信株式会社監査役
 2002年6月 雪印乳業株式会社（現雪印メグミルク株式会社）社外監査役
 2011年6月 東京製綱株式会社社外監査役（現任）
 2017年6月 当社社外取締役（現任）

【取締役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識と豊富な知見に基づき、当社の経営の透明性、客観性を高める有益な指摘や意見をいただいておりますので、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



ま づか みち よし
間 塚 道 義

(1943年10月17日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 9回/9回

所有する当社の株式数
700株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年 4月 富士通ファコム株式会社入社
1971年 4月 富士通株式会社転社
2001年 6月 同社取締役兼東日本営業本部長
2005年 6月 同社取締役専務
2006年 6月 同社代表取締役副社長
2008年 6月 同社代表取締役会長
2009年 9月 同社代表取締役会長兼社長
2010年 4月 同社代表取締役会長
2012年 6月 同社取締役会長
2014年 6月 同社取締役相談役
2015年 6月 日本コンクリート工業株式会社社外取締役（現任）
2016年 6月 富士通株式会社相談役
株式会社アマダホールディングス社外取締役（現任）
2018年 4月 富士通株式会社シニアアドバイザー（現任）
2018年 6月 当社社外取締役（現任）

【取締役候補者としての理由】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいておりますので、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 二村文友、小田木毅および間塚道義の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 二村文友、小田木毅および間塚道義の3氏の在任期間は本総会終結の時をもって二村文友氏は4年、小田木毅氏は2年、間塚道義氏は1年となります。
4. 二村文友、小田木毅および間塚道義の3氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、二村文友、小田木毅および間塚道義の3氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。上記の3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役候補者である間塚道義氏が2016年6月まで取締役を務めた富士通株式会社は、2016年7月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。
なお、上記の行政処分や違反行為の認定は、同氏が取締役として在任していた期間における事業活動が対象とされておりますが、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、法令遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底に努めるなど、その職責を十分に果たしておりました。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役佐野広氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で指名しております。



まき とら ひこ
牧 虎 彦
(1951年10月28日生)

新任

所有する当社の株式数
28,800株

● 略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年4月 千代田化工建設株式会社入社
2000年8月 同社ライセンス部長
2001年5月 当社入社
2002年10月 当社法務部長
2003年4月 当社執行役員
2007年6月 当社常務執行役員
2008年6月 当社取締役執行役員管理本部長
2015年4月 当社取締役常務執行役員企画・管理本部長
2017年6月 当社審議役（現任）
月島ビジネスサポート株式会社代表取締役社長
2018年4月 当社ヨーロッパ駐在員事務所シニアアドバイザー
BOKELA有限会社シニアアドバイザー

【監査役候補者とした理由】

知的財産、法務に関する高い専門性ならびに財務、総務等の管理部門全般に関する豊富な知見を有しております。また、当社の取締役として長年にわたり経営に携わってまいりました。これらの経験と実績を当社の監査に活かしたく、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 牧虎彦氏は、新任候補者であります。
2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



こ ばやし まさと
小林 雅人

(1960年4月5日生)

所有する当社の株式数
一株

● **略歴および重要な兼職の状況**

- 1986年4月 司法修習修了・弁護士登録
湯浅・原法律特許事務所弁護士
1997年2月 日本オラル株式会社社外監査役
1997年7月 平川・佐藤・小林法律事務所パートナー弁護士
2003年2月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任）

【**補欠監査役候補者としての理由**】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠監査役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 小林雅人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は、当社と顧問契約を締結しているシティユーワ法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は同法律事務所の年間売上高の2%未満であります。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考

【独立社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めます。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、監査役または執行役員その他の使用人）でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員その他の重要な使用人）でないこと。
3. 当社が主要株主である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の受取額が、当社の単体総売上高の2%超となる取引先。金融機関の場合は直近事業年度における当社の借入額が、当社の単体総資産の2%超となる取引先）またはその業務執行者でないこと。
5. 当社を主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の支払額が、当該取引先の単体総売上高の2%超となる取引先）とする者またはその業務執行者でないこと。
6. 当社から多額（直近事業年度において、個人は1千万円以上の金額、法人・団体は当該法人・団体の単体売上高の2%超の金額）の報酬または寄付を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家または当該法人・団体に所属する者でないこと。
7. 当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬の額は、2011年6月29日開催の第149回定時株主総会において、年額4億4,000万円以内（うち社外取締役3,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額8,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年93,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員および当社子会社の取締役の一部に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社を取り巻く市場環境は、国内においては、世界経済の先行きに対する不透明感があるものの、企業収益の改善の影響を受け、設備投資の増加が見られました。海外においては、緩やかな景気回復の動きが見られるものの、貿易摩擦の深刻化による世界経済の減速リスクに留意する必要がありました。

このような環境の下で当社グループは、2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画の最終年度として、「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針として事業活動を展開してまいりました。

水環境事業においては、国内上下水道設備の増設更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事等の営業活動を展開してまいりました。また、設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI(*1)、DBO事業(*2)や、FIT(*3)を活用した発電関連分野への営業展開を進めてまいりました。

一方、産業事業においては、設備投資需要を取り込むために国内外におけるプラントおよび単体機器、さらには環境関連設備の営業活動を幅広く展開してまいりました。

また、戦略的投資の一環として下水汚泥からの創エネルギー技術開発や単体機器の更なる改良に注力するとともに、提携企業との協業による提案活動により顧客層の拡大を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

受注高は1,076億32百万円（前期比3.9%減）、売上高は977億68百万円（前期比14.9%増）となりました。また、損益面につきましては、営業利益は77億96百万円（前期比76.0%増）、経常利益は81億36百万円（前期比70.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は49億96百万円（前期比69.9%増）となりました。

* 1 : PFI (Private Finance Initiative)

施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

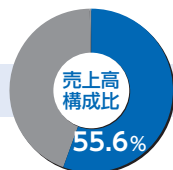
* 2 : DBO (Design Build Operate) 事業

事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達 は行政が行う方式

* 3 : FIT (Feed-in Tariff)

再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度 (固定価格買取制度)

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。



水環境事業

水環境事業においては、国内の水インフラ関連投資は比較的堅調に推移しておりました。また、複数年および包括O&M業務(*4)や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業等の発注は増加する傾向にありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道用汚泥処理設備の増設・更新需要を取り込むために、下水処理場向け汚泥脱水、乾燥、焼却設備、浄水場向け排水処理設備などの汚泥処理設備の営業活動を推進してまいりました。また、O&M業務においても補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。その結果、汚泥処理設備では、次世代型汚泥焼却システム、海外向け下水処理設備などの受注を果たしました。O&M業務では、業務請負範囲の拡大や複数年のO&M業務の受注を獲得するなど、受注の拡大を推進してまいりました。さらに、FITを活用した汚泥消化ガス発電事業においても複数の案件を獲得し、長期安定収益事業の比率を拡大する取り組みを推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は636億23百万円（前期比2.2%増）、売上高は543億22百万円（前期比17.7%増）、営業利益は37億34百万円（前期比29.9%増）となりました。

*4：包括O&M業務

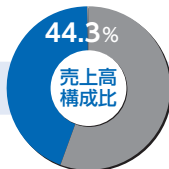
設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

●受注の主なもの

- ・横須賀市向け下町浄化センター 汚泥焼却炉設備更新工事
- ・中国上海市向け石洞口下水処理場 汚泥処理設備工事（脱水・乾燥・焼却）
- ・宮城県向け麓山浄水場 浄水場機械設備更新工事

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・福岡県向け御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業 施設建設工事
- ・神奈川県向け相模原流域下水道右岸処理場 焼却炉改築工事（機械・電気）
- ・千葉市向け南部浄化センター等包括的維持管理業務委託



産業事業

産業事業においては、国内では世界経済の先行きに対する不透明感があるものの、企業収益の改善の影響を受け、設備投資の増加が見られました。海外においては、緩やかな景気回復の動きが見られるものの、貿易摩擦の深刻化による世界経済の減速リスクに留意する必要がありました。

このような状況の下で当社グループは、国内外における各種プラント設備および乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ等の単体機器の営業活動を展開してまいりました。特に国内外の食品、化学、鉄鋼分野における設備投資需要や更新需要の取り込みに注力してまいりました。また、環境関連においては、国内および海外向けに廃液燃焼システム、固形廃棄物焼却設備、排ガス処理設備等の営業活動を展開してまいりました。

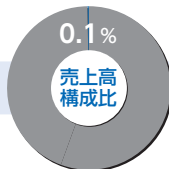
その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は439億32百万円（前期比11.4%減）、売上高は433億69百万円（前期比11.6%増）、営業利益は39億96百万円（前期比168.7%増）となりました。

●受注の主なもの

- ・国内 化学会社向け化学薬品製造設備
- ・国内 食品会社向け調味料製造設備
- ・中国 中海シェル石油化学有限公司向け廃液濃縮燃焼設備

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・国内 鉄鋼会社向け塩酸再生設備
- ・国内 製糖会社向け製造設備
- ・東南アジア 化学会社向け化合物製造設備



その他

その他においては、当連結会計年度における受注高は76百万円（前期比0.8%減）、売上高は76百万円（前期比0.8%減）、営業利益は66百万円（前期比4.3%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は127億62百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(当社)

八千代新研究所設備	7,603百万円
室蘭工場製造設備	1,677百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社にて2018年8月に無担保社債50億円（期間10年）を発行しました。

なお、当社グループの資金調達の詳細につきましては後掲26頁の10.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2015年度 第154期	2016年度 第155期	2017年度 第156期	2018年度 (当連結会計年度) 第157期	前期比 増減率
受注高	80,263	74,429	111,963	107,632	3.9%減
売上高	75,758	69,862	85,095	97,768	14.9%増
営業利益	5,485	3,508	4,430	7,796	76.0%増
経常利益	5,527	3,842	4,759	8,136	70.9%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,055	2,169	2,940	4,996	69.9%増
1株当たり当期純利益（円）	69.82	49.31	66.51	112.53	69.2%増
総資産	99,753	106,630	117,958	131,991	11.9%増
純資産	58,729	61,257	65,104	68,425	5.1%増
1株当たり純資産額（円）	1,323.93	1,376.67	1,454.87	1,513.45	4.0%増

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において信託銀行に設定した「月島機械従業員持株会信託」が所有する当社株式を含めておりません。

5. 対処すべき課題

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等の環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」を基本方針とした中期経営計画（2019年4月～2022年3月）を推進し、基礎収益力を向上させビジネスモデルおよび収益構造を転換することで、計画達成に取り組んでまいります。

これらの活動を通じまして、当社グループでは、中期経営計画最終年度の2022年3月期には、連結売上高1,100億円、連結営業利益80億円、親会社株主に帰属する当期純利益54億円の達成を目指してまいります。また、自己資本利益率（ROE）として7%以上を目標といたします。

当社グループの事業環境に関する今後の景況感につきましては、企業収益の改善の影響を受け回復基調にあるものの、貿易摩擦の深刻化による世界経済の減速リスクに留意する必要があります。

国内の上下水道分野においては、水インフラ関連の投資は堅調に推移していくものと推定されます。民間の設備投資においては、国内は引き続き堅調に推移することが見込まれます。海外においては、貿易摩擦の深刻化による世界経済の減速リスクが懸念されるものの、緩やかな成長が期待されます。

（1）経営基盤の強化

このような状況認識の下で当社グループは、基礎収益力を向上させ、経営基盤を強化してまいります。個別プロジェクト管理の徹底、工事原価削減により採算性を向上させ、収益基盤の強化を図ってまいります。当社の製造事業については、2019年4月より室蘭工場が稼働いたしました。生産性を向上させ、製品の競争力を強化してまいります。また、グループ各社との連携を強化するため、営業活動やリソースの相互活用を進め、グループ一体となった効率的な運営を目指してまいります。グループとしてのガバナンス体制、コンプライアンス遵守体制を強化するとともに、人材育成および働き方改革を推進し、事業展開を支える基盤を強化してまいります。

（２）成長戦略の推進

このような状況認識の下で当社グループは、エネルギーおよび環境の事業領域を拡大してまいります。水環境事業においては、省エネルギー技術の営業活動を推進するとともに、カーボンニュートラルな下水汚泥からエネルギーを創出する創エネルギー焼却設備の開発を推進し、地球温暖化防止に貢献してまいります。産業事業においては、廃液、固形廃棄物処理などの環境関連事業を推進するための営業活動を強化してまいります。また、今後成長が見込まれる二次電池事業の営業活動を推進してまいります。

今後成長が期待される海外事業は、水環境事業においては経済成長に伴い水インフラのニーズが高まっているアジア、更には欧州諸国向けに上下水道向け機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。産業事業においては、海外拠点との連携により、アジアおよび欧州等での各種産業機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。

また、両事業ともに、メンテナンス、補修工事などのアフターサービス事業をより一層強化することで、ビジネスモデルおよび収益構造を転換してまいります。当社グループのノウハウにAI/IoT技術を組み合わせ、運転の最適化を図ってまいります。また、水環境事業においては、老朽化が進む水インフラを安定的に維持・運営していくために、包括O&M業務やPFI/DBO事業などのライフサイクルビジネスの営業活動を展開してまいります。

なお、上述の「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては、研究開発投資、M&A投資、基幹システム更新など総額200億円の機動的な戦略投資を実行してまいります。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島テクノメンテサービス株式会社	180百万円	100.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業薬品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
サンエコサーマル株式会社	91百万円	※100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理（焼却）
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※55.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
月島マシンセールス株式会社	20百万円	100.0%	機械装置および機器類の設計、製造、修理、販売、各種装置・設備の据付配管等の工事
月島ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	大型図面・各種書類等の印刷・製本、事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸
テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.	20,000千バーツ	49.0%	化学・樹脂・食品工業等におけるプラント建設工事の設計、調達、製作・据付、メンテナンス
月島環保機械(北京)有限公司	15,995千人民元	100.0%	各種機械設備の販売、調達(輸出入)、設計、据付、試運転、部品販売を含むメンテナンス、技術サービス
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	酸回収装置等の化学機械装置の設計、製造、施工
BOKELA有限会社	200千ユーロ	100.0%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売
尾張ウォーター&エナジー株式会社	50百万円	※60.0%	犬山浄水場はじめ2浄水場の排水処理および常用発電等施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
三進工業株式会社	50百万円	※100.0%	压力容器、塔・槽類、熱交換器、鉄骨および一般製缶物の製作、清掃施設工事、機械器具設置工事等

- (注) 1. ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。
2. テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.については、当社による議決権比率は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため、子会社としております。

(3) 重要な契約の状況（当連結会計年度中）

- ・当社は、市川工場閉鎖後の跡地の活用として、物流施設を建設するために当該土地を信託受益権化し、その権利の一部を売却する契約を、2019年3月8日付で三井不動産株式会社と締結いたしました。

7. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社22社および関連会社11社で構成され、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	1) 浄水場・下水処理場等プラントの設計・建設 2) 上記プラントに使用される脱水機、乾燥機、焼却炉等各種単体機器の設計・製造・販売 3) 浄水場・下水処理場におけるPFI、DBO事業 4) 浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務 5) 下水処理場における消化ガス発電事業
産業事業	1) 化学、鉄鋼、食品等プラントの設計・建設 2) 廃液・廃水・固形廃棄物処理等プラントの設計・建設 3) 上記プラントの補修およびこれらプラントに使用される晶析装置、酸回収装置、ろ過機、分離機、乾燥機、ガスホルダ等各種単体機器の設計・製造・販売 4) 一般・産業廃棄物処理事業
その他	1) 大型図面・各種書類等の印刷・製本 2) 事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸

8. 主要な事業所および工場 (2019年3月31日現在)

会社名	拠 点	所在地
月島機械株式会社	本社	東京都中央区晴海三丁目5番1号
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、広島市、福岡市、浦添市
	工場・研究所	千葉県市川市
	駐在員事務所	ハノイ（ベトナム）、ジャカルタ（インドネシア）、ムンバイ（インド）、カールスルーエ（ドイツ）
月島テクノメンテサービス株式会社	本社	東京都江東区
	支社	東京都江東区、大阪市中央区
	支店・営業所	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、福岡市
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
月島マシンセールス株式会社	本社	東京都江東区
月島ビジネスサポート株式会社	本社	東京都中央区
テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.	本社	バンコク（タイ）
月島環境機械(北京)有限公司	本社	北京（中華人民共和国）
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	本社	大阪市北区
BOKELA有限会社	本社	カールスルーエ（ドイツ）
尾張ウォーター＆エナジー株式会社	本社	愛知県名古屋市
三進工業株式会社	本社	神奈川県川崎市

(注) 当連結会計年度においては、当社市川工場の室蘭市への移設を行い、本年4月より稼働を開始しております。

9. 使用人の状況（2019年3月31日現在）

（１）企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減数
水環境事業	1,773名	19名増
産業事業	699名	4名減
その他	7名	－
全社（共通）	58名	1名減
合 計	2,537名	14名増

（注）使用人数は、就業人員であります。

（２）当社の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
592名	38名減	44.7歳	15.5年

（注）使用人数は、就業人員であります。

10. 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	3,452百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,227百万円
株式会社横浜銀行	601百万円

- （注） 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
 2. 株式会社三菱ＵＦＪ銀行からの借入額には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定された月島機械従業員持株会信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入を含んでおります。当プランについては、後掲27頁の2 5. に記載の「その他株式に関する重要な事項」をご参照ください。
 3. 当社グループの資金調達は、主に海外展開支援融資制度によるM&A資金の借入金とPFI事業のために設立した寒川ウォーターサービス株式会社および尾張ウォーター＆エナジー株式会社の借入金であります。

11. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,625,800株
3. 株主数 4,776名
4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
大同生命保険株式会社	2,115	4.75
太陽生命保険株式会社	1,885	4.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,757	3.94
東京センチュリー株式会社	1,757	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,422	3.19
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,344	3.02
株式会社日本製鋼所	1,300	2.92
高砂熱学工業株式会社	1,287	2.89
応用地質株式会社	1,172	2.63
月島機械取引先持株会	1,086	2.44

（注）持株比率は自己株式1,120,813株を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。）を2015年2月26日に導入いたしました。

本インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「月島機械従業員持株会信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後5年間にわたり「月島機械従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っております。

当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式数は100株であり、4. に記載の「大株主の状況」における自己株式に含めておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	山 田 和 彦	
代 表 取 締 役 (専務執行役員)	槇 島 亀久夫	社長特命担当
取 締 役 (専務執行役員)	中 島 和 男	調達管理本部長 品質保証安全管理室、調達部、検査部担当
取 締 役 (常務執行役員)	藤 井 義 郎	企画・管理本部長 関連会社統括、企業倫理、総務部、人事部、法務部、CSR統括室担当
取 締 役 (常務執行役員)	藤 田 直 哉	産業事業本部長 海外統括、事業統括室、営業部担当
取 締 役 (常務執行役員)	鷹 取 啓 太	水環境事業本部長 P P P 事業推進室、海外水インフラ室担当
取 締 役	二 村 文 友	株式会社大阪ソーダ社外取締役 日東化工株式会社監査役
取 締 役	小田木 毅	弁護士 石井法律事務所パートナー弁護士 東京製綱株式会社社外監査役
取 締 役	間 塚 道 義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダホールディングス社外取締役 富士通株式会社シニアアドバイザー
常 勤 監 査 役	佐 野 広	
常 勤 監 査 役	高 石 健 雄	
監 査 役	尾 内 正 道	公認会計士、税理士 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員 日東紡績株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役二村文友、小田木毅および間塚道義の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役高石健雄、尾内正道の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役高石健雄氏は富士電機株式会社の経理部長および電機システムカンパニー事業統括部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役尾内正道氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の全員は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 就任

- ・2018年6月26日開催の第156回定時株主総会において、鷹取啓太、間塚道義の両氏は取締役役に、高石健雄氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

- ・2018年6月26日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって、取締役渡邊彰彦、寺西正司の両氏は任期満了により退任いたしました。

4. 当事業年度後の代表取締役の異動ならびに取締役および監査役の地位・担当の異動（2019年4月1日付）

氏 名	異動後	異動前
榎 島 亀久夫	取締役	代表取締役専務執行役員 社長特命担当
鷹 取 啓 太	代表取締役専務執行役員 水環境事業本部長	取締役常務執行役員 水環境事業本部長
中 島 和 男	取締役	取締役専務執行役員 調達管理本部長
藤 井 義 郎	取締役常務執行役員 調達管理本部長	取締役常務執行役員 企画・管理本部長
高 石 健 雄	監査役	常勤監査役

5. 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	10名	341百万円
監 査 役	3名	43百万円
合 計	13名	384百万円

- (注) 1. 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
2. 上記のうち社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬の総額は6名55百万円であります。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	二 村 文 友	株式会社大阪ソーダ社外取締役 日東化工株式会社監査役
	小 田 木 毅	弁護士 石井法律事務所パートナー弁護士 東京製綱株式会社社外監査役
	間 塚 道 義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダホールディングス社外取締役 富士通株式会社シニアアドバイザー
監 査 役	尾 内 正 道	公認会計士、税理士 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員 日東紡績株式会社社外取締役

- (注) 当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	二 村 文 友	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社 外 取 締 役	小田木 毅	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社 外 取 締 役	間 塚 道 義	2018年6月26日付で就任後に開催された取締役会全9回すべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社 外 監 査 役	高 石 健 雄	当事業年度に開催された取締役会全13回および監査役会全7回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、豊富な財務・会計の知見を活かし監査上貴重な指摘や助言を行っております。
社 外 監 査 役	尾 内 正 道	当事業年度に開催された取締役会全13回および監査役会全7回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士および税理士として専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

井上監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

29百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額は合計金額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法の規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、2015年4月23日の取締役会において、次のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島機械は、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社および子会社において「企業理念」を定める。また当社は「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。
〔当社企業理念〕
 1. わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
 1. わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
 1. わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします
- (2) 当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行をすることが必要であると考え、職務の執行にあたる取締役は執行役員を兼務することとし、一方において業務執行の監督および牽制を効果的に実施するため、執行役員を兼務しない「社外取締役」を設ける。
- (3) 当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行役員を兼務する取締役により構成される「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認・報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認・報告・了承する。
- (4) 当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
- (5) 当社および子会社は、企業行動基準を具体化するために、各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。

- (6) 当社は、これらの規程の実効性を担保するために「企業倫理担当」の取締役を任命し、「CSR統括室」を組織し、また、「企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、社外の弁護士を「企業倫理ヘルプライン」の受信者側の一人として任命する。
- (7) 当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、企業行動基準の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
- (8) 以上の実施状況を検証するため、CSR統括室は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- (2) これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後必要に応じて記録方法の見直しを図る。
- (3) これらの情報のセキュリティを高め事件や事故の発生を防止するために、「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはCSR統括室にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。
- (2) 大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
- (3) 当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社および子会社の中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。
- (2) 当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により2008年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。
- (2) 当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「子会社・関連会社の管理基準」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「関連会社統括担当」の取締役を任命する。
- (3) 当社は、子会社の業務の適正を確保する体制を作る。具体的には、子会社において「コンプライアンス責任者」の任命、「企業倫理ヘルプライン」の設置、「月島機械グループ企業行動基準」遵守の指導等を行わせ、当社CSR統括室を中心としたコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社CSR統括室による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。
- (2) 当社の監査役は、当社の代表取締役社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。
- (3) 当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4) 当社CSR統括室は、当社および子会社の内部監査、コンプライアンス、企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に力点を置いた監査を実施する。
- (2) 当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前記内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

企業理念を実現するための行動を「月島機械グループ企業行動基準」として定めると同時に、グループにかかる諸規程を定め、当社および子会社に示達するとともに教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。

また、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を設置し制度の周知の徹底を図ると同時に、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。さらに、通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに当該ヘルプラインの受信者の一人として社外の弁護士を任命し、受信した通報、相談等について対応を行っております。

2. 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度においては13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。なお、取締役会の実効性については、取締役、監査役に対して実施したアンケート結果に基づき、分析、評価を行っております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策案を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。

また、緊急時における迅速な対応を図るため、各種マニュアル(防災ハンドブック、緊急事態連絡マニュアル等)に危機対応の詳細を定め、周知の徹底を図っております。

4. 当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「子会社・関連会社の管理基準」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、CSR統括室が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役2名を含む監査役3名で構成され、当事業年度においては監査役会を7回開催し、監査に関する事項についての協議、決議を行っております。また、それらに必要な費用の予算化も図られております。職務の執行に際しては、CSR統括室が監査役会事務局として執行の補助を行う体制をとっております。

監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見交換を行い、予算委員会、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、CSR統括室は、当社および子会社の内部監査、コンプライアンス、企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針（2019年3月31日現在）

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「ほとんど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。また、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、さらには、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先および株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、さらには、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が当社株主の皆様に必要なに応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合および遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

2. 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、さらには、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社および当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社および当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や廃酸、固形廃棄物処理等の環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針とした中期経営計画（2016年4月～2019年3月）を策定・公表し、事業活動を展開してまいりました。当該中期経営計画における具体的な施策は以下のとおりです。

（1）安定収益基盤の構築

水環境事業

当社グループは、重要な社会インフラである上下水道施設の改築更新需要を取り込むために、創エネルギー、省エネルギー技術を中心とした各種污泥処理設備の営業活動を展開してまいります。また、それら社会インフラを長期間にわたり安定的に維持・運営していくために、PFI、DBO事業や包括O&M業務等のライフサイクルビジネスの営業活動を展開してまいります。

さらには、未利用バイオマスを活用したFITによる污泥消化ガス発電事業を展開することで、地球温暖化防止に貢献するとともに長期安定収益の確保に努めてまいります。

産業事業

当社グループは、各種産業分野における高効率な生産プラント設備および単体機器の営業活動とともに、排水・廃液・廃酸・排ガス・固形廃棄物処理等の環境関連プラントの営業活動を強化してまいります。

（２）成長基盤の構築

水環境事業

当社グループは、中長期的な市場拡大が期待できるアジア諸国および欧州諸国向けに、現地企業との協業関係を構築した上で、海外上下水道プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

産業事業

当社グループは、各海外拠点および海外の協力企業との連携を強化・推進することで、アジア諸国をはじめ欧州、豪州、北南米地域も含めた海外での各種産業プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

なお、上述の「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては以下の内容の機動的な戦略投資を実行してまいりました。

- ① 両事業における研究開発投資として40億円
- ② 両事業におけるM&A投資として100億円
- ③ 水環境事業におけるFIT事業投資として50億円

また、当社グループは、引き続き、中長期的に継続して企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため、前掲21頁の**1** 5.「対処すべき課題」に記載のとおり、2020年3月期を初年度とした、新たな中期経営計画（2019年4月～2022年3月）を策定・公表いたしました。

当社グループは、当該計画を推進し、基礎収益力を向上させビジネスモデルおよび収益構造を転換することで、計画達成に取り組んでまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1. に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）を株主総会における承認を得て導入いたしております。

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後でなければ当該大規模買付行為を開始することができない、というものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランの概要は、2017年5月12日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」として公表しており、このプレスリリース全文については、当社ホームページ（<http://www.tsk-g.co.jp/news/pdf/20170512.pdf>）をご参照願います。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

内部留保資金につきましては、長期的な展望に立った新事業開拓・育成への投資、M&A投資、新技術開発のための研究開発投資等に活用し、企業基盤の強化に取り組んでまいります。なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、本年5月30日開催の取締役会において、1株当たり14円と決定し、これにより、当事業年度の配当額は、中間配当金を含め1株当たり22円となります。

当社は、プラント建設を生業とすることから自己資本比率50%程度を維持するなど一定の財務規律を保持しつつ、内部留保資金については持続的成長とより一層の企業価値向上を目指すための投資に活用すると共に、株主還元を実施してまいります。

なお、株主還元の水準といたしましては、総還元性向30%から50%を目安として、財政状況、業績、今後の事業展開ならびに戦略投資を踏まえながら弾力的な株主還元に努めてまいります。

-
- (注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	80,671
現金及び預金	22,215
受取手形及び売掛金	41,320
電子記録債権	1,847
有価証券	6,058
仕掛品	7,703
原材料及び貯蔵品	334
その他	1,448
貸倒引当金	△256
固定資産	51,319
有形固定資産	27,017
建物及び構築物	3,909
機械装置及び運搬具	5,513
土地	11,710
リース資産	1,111
建設仮勘定	4,525
その他	245
無形固定資産	1,059
のれん	271
その他	788
投資その他の資産	23,242
投資有価証券	19,996
長期貸付金	173
繰延税金資産	1,998
その他	1,952
貸倒引当金	△878
資産合計	131,991

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	42,860
支払手形及び買掛金	17,361
電子記録債務	5,387
短期借入金	215
1年内返済予定の長期借入金	770
リース債務	272
未払法人税等	1,815
前受金	6,592
賞与引当金	2,475
完成工事補償引当金	1,157
工事損失引当金	603
移転損失引当金	452
債務保証損失引当金	52
その他	5,702
固定負債	20,704
社債	5,000
長期借入金	6,927
リース債務	642
繰延税金負債	1,836
役員退職慰労引当金	292
退職給付に係る負債	4,780
その他	1,225
負債合計	63,565
純資産の部	
株主資本	63,476
資本金	6,646
資本剰余金	5,484
利益剰余金	51,946
自己株式	△601
その他の包括利益累計額	3,879
その他有価証券評価差額金	5,527
繰延ヘッジ損益	△10
為替換算調整勘定	△378
退職給付に係る調整累計額	△1,260
非支配株主持分	1,069
純資産合計	68,425
負債純資産合計	131,991

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		97,768
売上原価		77,509
売上総利益		20,259
販売費及び一般管理費		12,462
営業利益		7,796
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	403	
その他	156	644
営業外費用		
支払利息	80	
その他	223	304
経常利益		8,136
特別利益		
固定資産売却益	2,721	
投資有価証券売却益	1	2,723
特別損失		
固定資産除売却損	14	
投資有価証券評価損	523	
減損損失	1,060	
移転費用	1,406	
その他	154	3,158
税金等調整前当期純利益		7,701
法人税、住民税及び事業税	2,514	
法人税等調整額	△251	2,262
当期純利益		5,438
非支配株主に帰属する当期純利益		442
親会社株主に帰属する当期純利益		4,996

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1 日 至 2018年 3月 31 日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1 日 至 2019年 3月 31 日)	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	△643	6,691	7,334
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,747	△8,747	△4,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,334	3,171	837
現金及び現金同等物に係る換算差額	171	△77	△249
現金及び現金同等物の増減額	△1,885	1,037	2,923
現金及び現金同等物の期首残高	28,878	27,101	△1,777
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	108	—	△108
現金及び現金同等物の期末残高	27,101	28,139	1,037

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、66億91百万円となりました（前連結会計年度は6億43百万円の支出）。これは主に、売上債権の増加額46億88百万円等の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益の計上77億1百万円および仕入債務の増加額32億93百万円等の増加要因があったことによるものであります。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、87億47百万円となりました（前連結会計年度は37億47百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出115億43百万円等があったことによるものであります。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は、31億71百万円となりました（前連結会計年度は23億34百万円の獲得）。これは主に、長期借入金の返済による支出10億92百万円および配当金の支払額7億56百万円等があったものの、社債の発行による収入50億円等があったことによるものであります。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	43,955
現金及び預金	10,426
受取手形	436
電子記録債権	593
売掛金	22,800
有価証券	6,000
仕掛品	2,371
原材料及び貯蔵品	50
未収入金	966
短期貸付金	27
その他	383
貸倒引当金	△102
固定資産	50,927
有形固定資産	22,536
建物	3,146
構築物	34
機械及び装置	4,895
車両運搬具	0
工具器具備品	90
土地	9,912
リース資産	1,077
建設仮勘定	3,379
無形固定資産	624
ソフトウェア	606
その他	18
投資その他の資産	27,765
投資有価証券	18,588
関係会社株式	8,087
関係会社出資金	135
長期貸付金	388
その他	1,444
貸倒引当金	△878
資産合計	94,882

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	28,320
買掛金	11,112
電子記録債務	2,572
1年内返済予定の長期借入金	300
リース債務	259
未払金	2,059
未払費用	209
未払法人税等	1,301
前受金	2,584
預り金	5,551
賞与引当金	750
完成工事補償引当金	980
工事損失引当金	90
移転損失引当金	426
債務保証損失引当金	52
その他	68
固定負債	11,118
社債	5,000
長期借入金	2,002
リース債務	619
繰延税金負債	2,086
退職給付引当金	272
その他	1,137
負債合計	39,439
純資産の部	
株主資本	49,915
資本金	6,646
資本剰余金	5,485
資本準備金	5,485
その他資本剰余金	0
利益剰余金	38,384
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	37,357
固定資産圧縮積立金	3,451
繰越利益剰余金	33,906
自己株式	△601
評価・換算差額等	5,527
その他有価証券評価差額金	5,531
繰延ヘッジ損益	△3
純資産合計	55,442
負債純資産合計	94,882

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		48,940
売上原価		40,099
売上総利益		8,841
販売費及び一般管理費		6,900
営業利益		1,940
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	1,043	
その他	17	1,073
営業外費用		
支払利息	22	
支払保証料	34	
その他	52	109
経常利益		2,905
特別利益		
固定資産売却益	2,720	2,720
特別損失		
固定資産除売却損	12	
投資有価証券評価損	523	
減損損失	1,060	
移転費用	1,380	
その他	154	3,130
税引前当期純利益		2,494
法人税、住民税及び事業税	734	
法人税等調整額	△268	465
当期純利益		2,029

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 荳 嶋 秀 雄 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 尾 上 友 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、月島機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年5月13日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 尾 上 友 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年5月13日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、CSR統括室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

月島機械株式会社 監査役会

常勤監査役 佐野 広 ㊟

監査役 高石 健雄 ㊟

監査役 尾内 正道 ㊟

（注）監査役 高石健雄、監査役 尾内正道は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メモ

株 主 メ モ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月に開催いたします。
- 基準日

定時株主総会	3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
- 株主名簿管理人
 特別口座 ☐ 口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 公告方法

電子公告 <http://www.tsk-g.co.jp>
 (ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
- 単元株式数 100株
- 株主優待制度

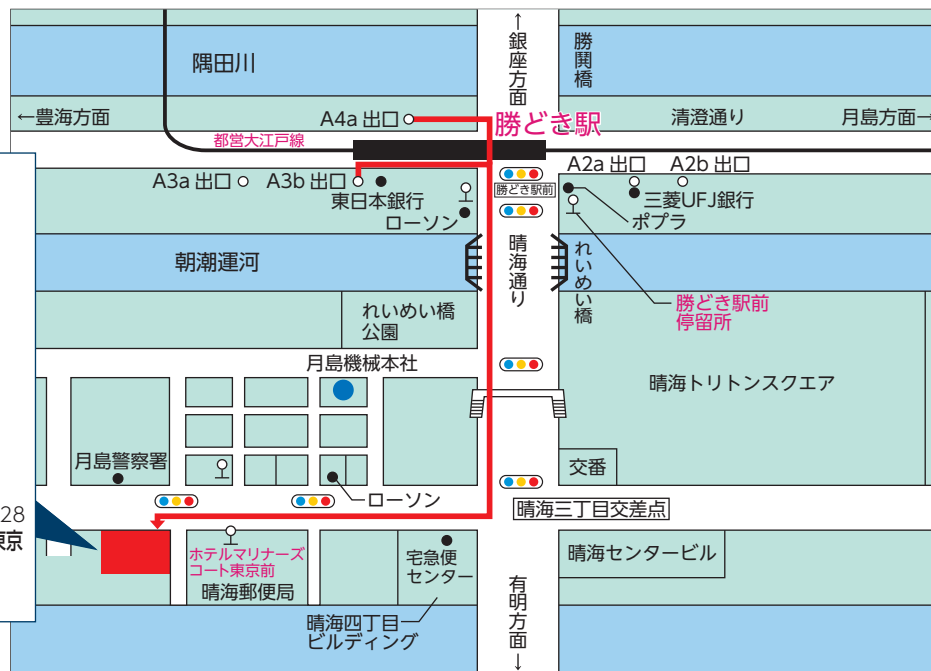
(1) 毎年3月末日の株主名簿において、1,000株以上ご所有の株主様に対し、10月中旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。

(2) 毎年9月末日の株主名簿において、4月以降あらたに1,000株以上ご所有になられた株主様に対し、11月初旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。

(3) 毎年3月末日の株主名簿において、3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様（※）に対し、上記（1）に新米（新潟魚沼産こしひかり）2kgを追加いたします。

※「3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様」とは、3月末日の株主名簿において、同一株主番号で3年以上継続して記録されている株主様（同一の株主番号で1,000株以上を、9月末日、3月末日の株主名簿に7回以上継続して記録されている株主様）といたします。
- ホームページアドレス <http://www.tsk-g.co.jp>
 (IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。)

株主総会会場ご案内図



勝どき駅から徒歩でお越しの場合

勝どき駅（大江戸線）A3b、A4a出口から15分（— 徒歩コース）

経路

- ①勝どき駅A3b、A4a出口より、晴海通りを有明方面にお進みください。
- ②れいめい橋を渡り、晴海三丁目交差点まで進みます。
- ③同交差点を渡り、晴海通りを右折します。
- ④そのまま直進していただき、二つ目の信号の先左手に会場がございます。

バスでお越しの場合

	勝どき駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
バス停最寄り駅		JR線	JR線	日比谷線	
	大江戸線	丸ノ内線	有楽町線	銀座線	丸ノ内線
都営バスの系統 行先	都03又は05-1	都05-1	都05-1	都03又は05-1	
	晴海埠頭行き				
	※都バス05-2系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんので、ご注意ください。				
乗車停留所	勝どき駅前	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	銀座四丁目	数寄屋橋
下車停留所	ホテルマリナーズコート東京前				

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。